

## 議案第 2009 号 福島県景観計画の変更について

### 1 変更の理由

福島県は、会津若松市が平成 21 年に景観行政団体へ移行する際、磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域の一部（旧河東町エリア）を市の体制が整うまでの間、県が景観行政を担うこととの要請を受け、福島県景観計画区域として継続して届出審査等を行ってきた。

このたび、会津若松市が市独自の屋外広告物条例を制定することにより、県の景観行政と同様の規制が可能となり、体制が整うことから会津若松市に引き継ぐ。

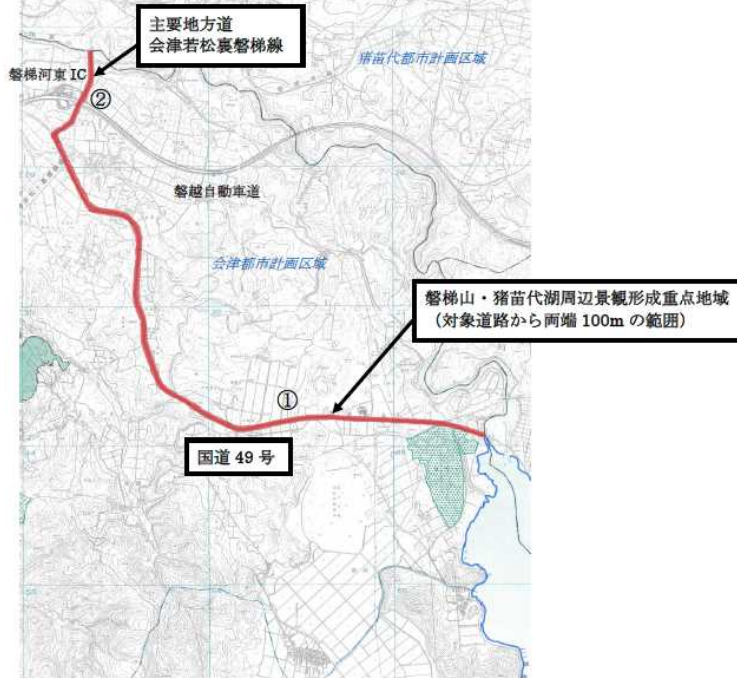
これにより、このエリアで一定規模以上の建築物や工作物の新築、土石の採取、物品の堆積等の行為を行う際の届出先が、福島県会津地方振興局県民環境部から会津若松市都市計画課に変更となり、今後は景観法、会津若松市景観条例、及び会津若松市景観計画に基づき、より地域の実情に応じた良好な景観の形成が推進される。

### 2 変更する区域

- ① 国道 49 号のうち、会津若松市域界から県道会津若松裏磐梯線との接点までの沿道（道路両端から 100 m の範囲）※会津都市計画区域、市街化調整区域内
- ② 県道会津若松裏磐梯線のうち、会津若松市域界から国道 49 号の接点までの沿道（道路両端から 100 m の範囲）※会津都市計画区域、市街化調整区域内



磐梯山・猪苗代湖周辺地域景観形成重点地域



#### 【規制の状況】

| 変更前（現在）                           | 市条例 | 県条例 |
|-----------------------------------|-----|-----|
| 景観の届出                             | ×   | ○   |
| 屋外広告物許可                           | ×   | ○   |
| ※（改正）会津若松市景観条例は、平成 29 年 4 月 1 日施行 |     |     |

⇒

| 変更後（H30.4.1～（予定））                                       | 市条例 | 県条例 |
|---|-----|-----|
| 景観の届出   | ○   | ×   |
| 屋外広告物許可   | ○   | ×   |
| ※ 会津若松市屋外広告物条例は、平成 29 年 12 月議会において議決平成 30 年 4 月 1 日施行予定 |     |     |

## 景観計画と都市計画の関わりについて

### 景観法（平成16年6月18日法律第110号） 抜粋

（策定の手続）

第九条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。

（省略）

8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

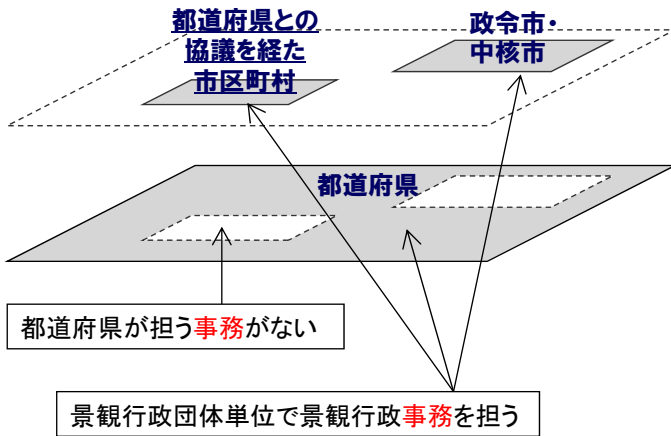
## 福島県景観計画変更スケジュール(案)

| 年度  | 月   | 景観審議会・都市計画審議会                   | 庁内協議                     | 会津若松市等との調整                         | 県民・事業者                                  |
|-----|-----|---------------------------------|--------------------------|------------------------------------|---|
| H29 | 10  |                                 | 土木部都市計画課協議<br>庁内関係部局意見照会 | 会津若松市都市計画課協議<br>会津若松市、猪苗代町、磐梯町意見照会 |   |
|     | 11  | 景観審議会(諮問)                       |                          |                                    | 県民広聴室、文書法務課                             |
|     | 12  |                                 |                          | 12月市議会<br>屋外広告物条例議決                |   |
|     | 1   |                                 |                          |                                    |   |
|     | 2   | 都市計画審議会(計画素案の意見聴取)<br>景観審議会(答申) |                          |                                    | 1月下旬~2月下旬<br>パブリックコメント<br>パブリックコメント結果公表 |
|     | 3   |                                 | 庁内、関係機関へ通知               |                                    | 計画告示縦覧<br>住民説明                          |
|     | H30 | 4                               | 平成30年4月1日施行 福島県景観計画変更    |                                    |   |
|     | 5   |                                 |                          |                                    |   |
|     | 6   |                                 |                          |                                    |   |

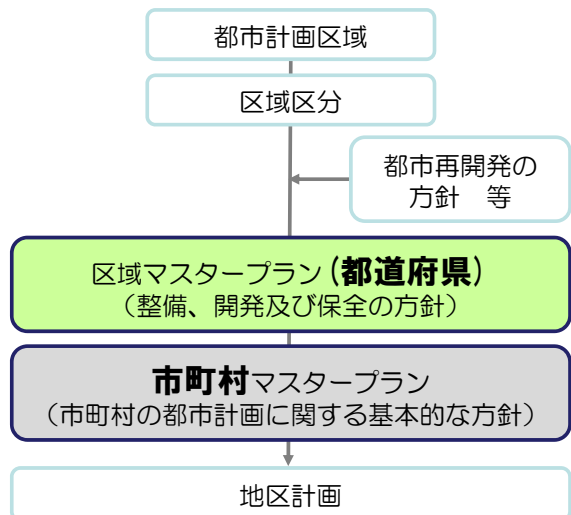
## 景観法における各行政団体の役割

○景観行政を担う自治体とその区域

- ・都道府県
  - ・政令市
  - ・中核市
  - ・都道府県との協議を経た其他市区町村
- } **法定景観行政団体**



### (参考) 都市計画制度の概要



#### ○都道府県と市町村の二層構造

- ・都道府県:線引き等、市町村の区域を超える影響を持つ広域的・根幹的な都市計画の決定主体
  - ・市町村:「まちづくりの現場」に最も近い市町村が都市計画決定の中心となる主体(市町村が定める都市計画は都道府県が定めた都市計画に適合したものでなければならない)
- ※都道府県が都市計画を決定しようとする際、国土交通大臣の協議・同意を要するものもある。

## 都道府県と市区町村の関係性及び役割

参照条文 景観法(法律第110号平成16年)

### (地方公共団体の責務)

**第四条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (定義)

**第七条** この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項及び第九十八条第一項において「中核市」という。))の区域にあつては中核市、その他の区域にあつては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であつて、**第九十八条第一項の規定により第二章第一節から第四節まで、第四章及び第五章の規定に基づく事務(同条において「景観行政事務」という。))を処理する市町村の区域にあつては、当該市町村をいう。**

### (市町村による景観行政事務の処理)

**第九十八条** 指定都市又は中核市以外の市町村は、当該市町村の区域内において、**都道府県に代わって景観行政事務を処理することができる。**

- 2 前項の規定により景観行政事務を処理しようとする市町村の長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。
- 3 その長が前項の規定による協議をした市町村は、景観行政事務の処理を開始する日の三十日前までに、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

## 全市区町村が景観行政団体に移行した場合の考え方

(法第7条)

都道府県

(市区町村移行前)

政令指定都市

中核市

⇒景観行政団体

⇒景観行政団体

⇒景観行政団体

(法第98条)

その他市区町村

⇒景観行政団体

当該市区町村内の景観行政事務を担当

(法第7条、98条)

都道府県

(全市区町村移行済み)

⇒**景観行政団体**

景観行政事務は行わない

### 都道府県の役割

(法第4条)

地方公共団体として、景観に対する責務が存する。

[その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施]



市区町村の範囲を超えた、都道県内全域のマネジメントが必要  
広域を捉えた景観の概念を形成⇒広域景観

## 景観計画に定める事項(法第8条第2項)

### 必須事項

<景観法第8条第2項第1号>

- 景観計画の区域

<景観法第8条第2項第2号>

- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

<景観法第8条第2項第3号>

- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

### 良好な景観の形成のために必要な場合に定めるもの

<景観法第8条第2項第4号>

- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- 景観重要公共施設の整備に関する事項
- 景観重要公共施設に関する占用等の基準
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- 自然公園法の許可の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの

### 定めるよう努めるもの

<景観法第8条第3項>

- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針



## 景観計画の区域について（景観計画区域）

景観計画は、都市部から農山漁村まで、幅広い地域において区域設定が可能。



## 届出対象行為

- ・景観計画区域内において届出を要する行為を定める。
- ・届出の対象は、景観行政団体が必要に応じて追加することも、適用除外を設けることも可能。規模や地域を限定することも可能。

### 【必須届出対象行為】

- ① 建築物の建築等
- ② 工作物の建設等
- ③ 開発行為

届出をしないと、  
30万円以下の  
罰金

条例により、追加や  
適用除外が可能

### 【選択可能な届出対象行為】

- ① 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採  
その他の土地の形質の変更
- ② 木竹の植栽又は伐採
- ③ さんごの採取
- ④ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- ⑤ 水面の埋立て又は干拓
- ⑥ 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の  
工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明
- ⑦ 火入れ

条例により、必要に応じ  
対象を絞り込んで位  
置づけることが可能

## 景観計画の特徴（まとめ）

- ・景観行政を進めるに当たっての基本的な方針を定めた計画。
- ・都市計画区域外も含めて計画を定めることが可能。
- ・景観計画区域を対象として、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組みを活用することが可能。
- ・景観計画区域内において、一定の建築行為等を行う場合には、景観行政団体の長への届出が必要となり、必要に応じて、勧告・変更命令等を行うことが可能。
- ・条例等で定めることにより、地域の実情に応じて、計画事項の追加等が可能。
- ・住民等による景観計画の策定又は変更の提案が可能。

## 景観法の施行状況の概要（平成29年3月時点）

＜参考＞全体は47都道府県、1,741市区町村  
（平成26年4月時点 総務省統計局）

|             |        |          |          |
|-------------|--------|----------|----------|
| 景観行政団体      | 698団体  | （45都道府県、 | 653市区町村） |
| 景観計画        | 538団体  | （20都道府県、 | 518市区町村） |
| 景観重要建造物     | 492件   | （2県、     | 84市区町）   |
| 景観重要樹木      | 456件   | （        | 56市区町村）  |
| 景観協定        | 106件   | （3県、     | 46市町）    |
| 景観整備機構      | のべ99法人 | （14都道府県、 | 55市区町村）  |
| 景観協議会       | のべ97組織 | （1県、     | 54市町村）   |
| 景観地区等       | 計172地区 | （        | 61市区町村）  |
| 景観地区        | 45地区   | （        | 27市区町）   |
| 準景観地区       | 6地区    | （        | 4市町）     |
| 地区計画等形態意匠条例 | 121地区  | （        | 30市区町村）  |